

# その他依頼事項

---

# こども性暴力防止法の施行に向けた事業者情報の事前登録について

○こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）は令和8年12月25日に施行されます。

○法の施行に伴い、法に基づく全ての事務手続は「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」を通じて行うこととなります。

○法の対象事業者のうち、犯罪事実確認等の措置が義務化される「学校設置者等」（義務対象事業者）については、施行日から直ちに犯罪事実確認の手続を行うことができます。

○このため、事業者の登録漏れや登録情報の誤りを防ぐ観点から、**令和8年4月から施行日までの間**に、所轄庁を通じて事業者情報を取りまとめ、システムへの一括登録と各事業者アカウントの発行を行う予定となっています。

○学校設置者等は、**令和8年4月末頃まで**に確実にGビズIDを取得した上で、令和8年4月から7月の指定期間中に、こども家庭庁にGビズIDを含む事業者情報を事前登録します。

○GビズIDの取得について、下記通知等を確認いただき、期日までに対応をお願いします。

## 【参考】

こども家庭庁HP (<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>)

「こども性暴力防止法施行ガイドラインについて」令和8年1月9日付けこども家庭庁支援局長通知

「こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要なGビズIDの事前取得について」令和8年1月27日付けこども家庭庁支援局総務課長通知

## 法施行までのスケジュール

